

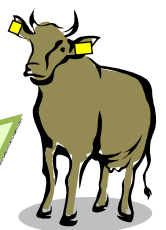
飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

牛用飼料1kgあたり → 100ベクレル

(これまでの牛用飼料の暫定許容値：1kgあたり300ベクレル)

4月1日に食品の基準値が見直される予定です。
新基準値を超えない牛乳(1kgあたり50ベクレル※)
や牛肉(1kgあたり100ベクレル※)が生産されるよう、
粗飼料の暫定許容値が定められました。

※現在検討中の基準値案



新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、ひきつづき、
飼料を屋外に放置しないなどの適切な飼養管理をお願いします

➤ (参考)

- これまで1kgあたり100ベクレルを上回る飼料を給与していた場合は、牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げるためには、一定の期間がかかるため、1kgあたり100ベクレル以下の牧草等へ切り替えることとなります。(遅くとも搾乳牛は3月15日、搾乳牛以外は3月31日※まで)

※肉用出荷する際には飼い直しが必要となることがあります



- 平成23年産の山梨県産稲わらのモニタリング調査(北杜市・韮崎市・中央市・富士河口湖町から5サンプル採取)では、いずれの検体でも放射性物質は検出限界(3~9ベクレル/kg)以下でした。
- **本年4月以降の飼料作物のモニタリングについても関係団体や農家の皆様のご意見を伺いながら実施していきます。**

家畜の病気に関するお問い合わせは 山梨県西部家畜保健衛生所 まで
TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728

夜間・休日の連絡は:090-5564-1018 または 090-5568-0817